

【5】 体育活動中の事故防止について

体育活動においては、無理のない指導計画のもと、日頃から児童生徒への十分な健康観察と健康管理を実施し、常に事故防止に努め、安全で適切な指導・運営がなされなければならない。

また、危険を予測し安全に行動できる能力を培うために、児童生徒の実態に応じた健康・安全に対する知識や実践力の育成が重要である。

更に、各学校においては、施設・設備や用具の安全点検の徹底などにも配慮するとともに、学校事故防止チェックシートを作成し、事故防止に努めなければならない。

なお、日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部の調査(令和4年度千葉県)によると、本県の体育活動中の災害発生状況等は、下表のとおりである。

【令和4年度千葉県場合別災害発生状況】 日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部調査

| 場合別 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 合 計 |
|-----------------|-------|--------|-------|--------|
| 教科指導体育（保健体育） | 3,426 | 3,356 | 2,537 | 9,319 |
| 特別活動（体育的クラブ活動） | 129 | — | — | 129 |
| 学校行事（運動会・球技大会等） | 105 | 319 | 314 | 738 |
| 課外指導（体育的部活動） | 527 | 6,449 | 5,392 | 12,368 |
| 合 計 | 4,187 | 10,124 | 8,243 | 22,554 |

体育活動中の災害発生状況は、教科指導中及び課外指導中における災害発生が各校種ともほとんどを占めている。小学校については教科指導中の災害発生が81.8%を占めているが、中学校、高等学校においては課外指導中（体育的部活動中）の災害発生が中学校で63.7%、高等学校で65.4%といずれも3分の2程度を占めている。各学校では、体育（保健体育）及び体育的部活動の指導の中で安全に関する指導を明確に位置付けることはもとより、事故発生時の救急体制（応急処置・連絡体制の参考例参照）の確立や、児童生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアルを作成し、全職員への周知・徹底をすることが必要である。

また、千葉県・千葉県教育委員会が策定した「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」や各通知文の「学校における体育活動に伴う事故防止について」、「学校管理下における事故防止の徹底について」等の学校体育関係通知を参照し、体育活動中の事故防止に万全を期していただきたい。

- ※ AEDを設置している学校は、緊急時に正しく使用するための講習会を実施するとともに、定期点検を行い、バッテリーや電極パッド等の適切な管理をお願いしたい。また、「救急蘇生法の指針 2015（厚生労働省）」のガイドライン等を参考に応急処置マニュアルを作成し、職員への周知・徹底をすることが必要である。

【学校事故防止チェックシート】



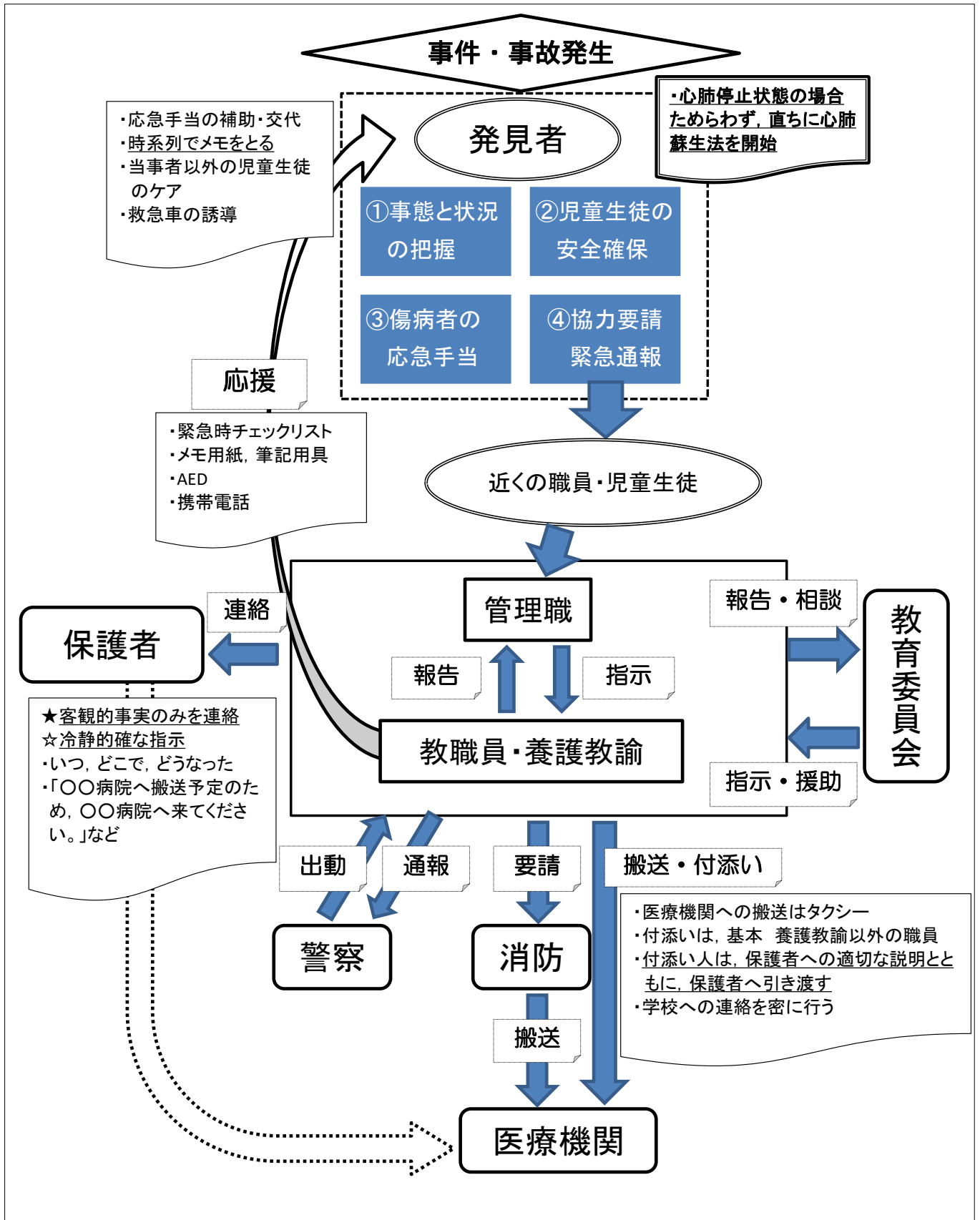
【部活動に関するガイドライン】



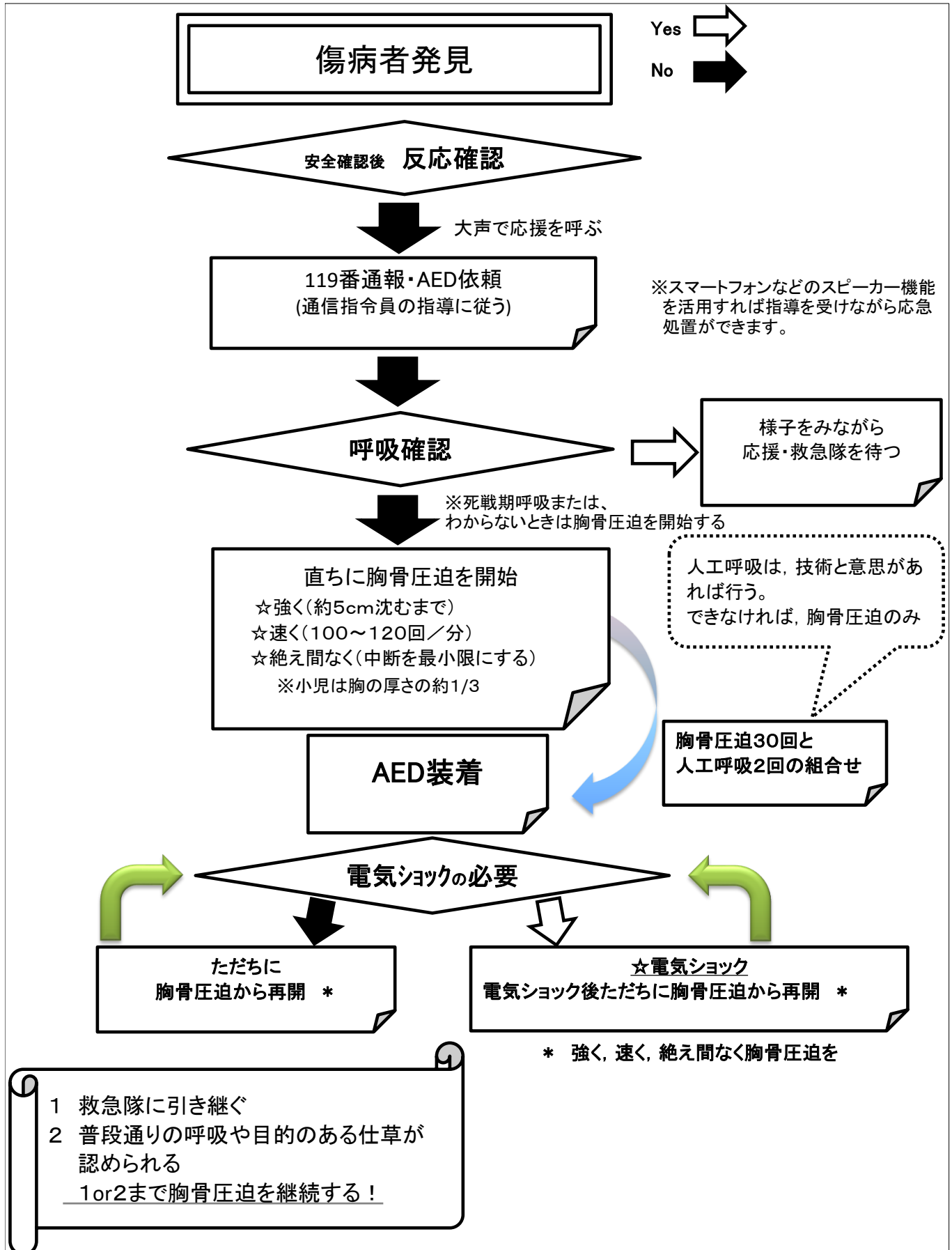
【通知文等】



事件・事故災害時の緊急連絡体制及び救急の参考例



一次救命処置 (BLS) の手順



運動部活動の適切な運営を目指して

学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明確に示している。

運動部活動の指導者は、これまでに熱心な取組、適切な指導方法によって多くの成果を挙げてきた。しかし、近年、部活動の長時間化、指導者による体罰や部活動内でのいじめ、保護者との行き違い、少子化等、運動部活動における課題は多方面にわたっている。そのため、運動部活動の充実に向けた視点に留意し、運動部活動の適切な運営を見直していく必要性が急務である。

運動部活動指導の充実に向けた視点

1 体罰等の根絶

運動部活動での指導で体罰やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等によって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがあってはいけない。校長、指導者その他の学校関係者は、積極的に指導方法等の研修を重ね、体罰等の根絶に努める。

2 いじめ等の防止

指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成、生徒への目配り等により、いじめ等の防止を含めた適切な集団づくりに努める。

3 けがや事故の防止

運動の実施においては各生徒の発達段階や体力等を把握し、スポーツ障害の発生を予防する。指導者、生徒が安全意識を高くもち、施設や設備の点検や活動におけるルール徹底等により、事故防止に努める。また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。

4 適切な休養日等の設定

活動は平日を基本とし、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活ができるよう、スポーツ医・科学の観点から適切な運動時間や休養日等を設定し、合理的で効率的・効果的な練習を目指す。

5 保護者との連携と適切な会計処理

保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の部活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望ましい。また、部活動費等の会計処理においても集金や管理の方法、用途や会計報告等を適切に行うことが信頼につながる。

6 部活動指導員・外部指導者の活用

学校において部活動指導員や外部指導者を活用する場合は、校長、顧問の教員と部活動指導員・外部指導者等との間で相互の情報を共有するなど、連携を十分に図ることが大切である。

7 部活動の地域クラブ活動移行

少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、休日の部活動を地域クラブ活動へ移行していく。

【参考資料】

- 「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省HP掲載）
- 「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁HP掲載）
- 「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」（千葉県教育委員会HP掲載）